

入札説明書

令和5年6月21日に公告した下記業務に係る制限付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

本書を熟読の上、必要な手続きを行って下さい。

■ 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市通堂町1番地
- (3) 履 行 内 容 別紙業務委託仕様書による
- (4) 契約予定日 令和5年8月1日
- (5) 履 行 期 間 令和5年8月1日～令和6年3月31日

■ ご質問の受け付け及び回答

ご質問は、別添様式「質問書」に質問内容を記入のうえ、下記メールアドレスへ送付お願いいたします。メール送付の際、件名は「明治橋貸切バス待機場運営管理業務委託について」でお願いいたします。

受 付 期 間：6月29日（木）午後5時まで

メールアドレス：K-KAN001@city.naha.lg.jp

担 当：観光課 知花

回 答：7月3日（月）那覇市ホームページ（観光課）に午後5時までに掲載する。

■入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出期限：令和5年7月5日（水）午後5時まで
- (2) 提出場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階 観光課

■ 入札の日時・場所

- (1) 日時：令和5年7月10日（月）午後14時00分から
- (2) 場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎6階 601会議室

1 入札参加資格

次に掲げる事項のすべてを満たす者でなければ入札に参加することができません。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務の委託に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第5条第1項に規定する警備業制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄県内に本店があること。
- (4) 本市内に、本店、支店又は営業所のいずれかがあること。
- (5) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に定める公安委員会認定を受けていること。なお、本入札に関しましては、1号警備及び2号警備で登録していること。
- (6) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1号の暴力団又は、同条第2号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (7) 本市において指名停止の措置を受けていないこと。

2 入札参加資格の確認申請

- (1) 「1 入札参加資格」に掲げる入札参加資格の有無についての確認を行いますので、本件入札への参加希望者は、下記のとおり競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という）および競争入札参加資格確認に必要な書類（以下「資料」という）を添付の上、提出して下さい。

- ① 提出書類：「申請書」および「資料」※別紙「提出書類」参照
- ② 提出期限：令和5年7月5日(水)午後5時まで
(土・日・祝日を除く、毎日9時から17時15分(12時～13時を除く))
- ③ 提出場所：那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所本庁舎6階 観光課
- ④ その他：「申請書」および「資料」は、提出場所へ持参、または郵送（書留郵便により提出期限までに必着）してください。
FAXによるものは受け付けません。

- (2) その他

- ① 「申請書」「資料」の作成、提出に係る費用は、申請者が負担して下さい。
- ② 提出された「申請書」および「資料」を入札参加資格の確認以外には申請者に無断で使用しません。
- ③ 提出された「申請書」および「資料」は返却しません。
- ④ 市役所本庁舎駐車場は有料です。

3 入札及び開札

- (1) 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号に基づき免除する。

- (2) 入札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用するものとする。
 - ② 入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を入札書に記載するものとする。
 - ③ 入札は代理人により行わせることができる。
代理人が入札に参加する場合は入札日まで（入札当日でも可）に委任状を提出するものとする。
委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印してください。
(委任状を提出した場合、入札書へは法人代表者の登録印鑑届出印は押印する必要はありません)
入札書に代理人の私印がもれていた場合、その入札は無効となりますのでご注意願います。
 - ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
 - ⑤ 電話、又は郵便による入札は認めません。
 - ⑥ 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）を遵守してください。
- (3) 入札書の書換え等の禁止
提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。
- (4) 開札
- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。
 - ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。
- (5) 再度入札
開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者に限る。）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、入札を打ち切ることがあります。
***入札は 3 回まで行います。そのため、添付してある入札書を、2 枚コピーし、入札日には合計 3 枚お持ちください。**
- (6) 落札者の決定
- ① 落札者は、本市の予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の最低金額をもって入札した者となります。
 - ② 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせます。
- (7) 入札結果の公表
落札者があるときは、その者の落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に

立ち会った入札者に公表します。

(8) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

(9) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

4 入札の無効と落札決定の取消

以下に掲げる事項に該当する入札は無効とします。また、落札決定後において、該当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 日付を欠く入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 記名押印を欠く入札（代表者印は登録印、代理人印は認印可）
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに談合によると認められる入札
- (8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) その他入札の条件に違反した入札
- (10) 入札参加資格のない者および虚偽の競争入札参加資格確認申請を行った者のした入札、ならびに本書に示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (11) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認後、本市から指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札
- (12) その他那覇市契約規則第14条各号の規定に該当する入札、その他関係法令に違反した者のした入札

5 落札決定後の提出書類（落札者のみ提出）

落札者は、指定された期日までに最低賃金遵守誓約書（本市様式）を提出すること。

6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第9号の規定に基づき免除する。

7 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限ります。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、同施行令、那覇市契約規則その他の関係法令を熟読し、それらを遵守してください。
- (3) 「申請書」または「資料」に虚偽の記載をした場合においては、指名停止の措置を行うことが

あります。

別紙「提出書類」

入札参加資格の確認申請提出書類について（各 1 部）

- ・ 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）
- ・ 業務履行実績調書（様式第 2 号）
- ・ 誓約書（様式第 3 号）
- ・ 印鑑証明書（写し可）
- ・ 封筒（申請者の住所と氏名等を記載）と 84 円切手（通知書送付用）

※写しについては 3 か月以内に発行されたものに限りませう。